

議員提出議案第 1 号

公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための
必要な措置を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年3月19日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

永 井 章

築 谷 敏 雄

安 田 共 子

景 山 憲

公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための
必要な措置を求める意見書

2019年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されているところであるが、特に国は、無償化で財源が取られることにより、土曜午後保育に係る公定価格（保育費用）の減算を行うことから、施設の安定的な運営や地方自治体や保護者への負担増、子供へのしわよせが危惧されている。

公定価格は現在でも不十分であり、引き上げこそ求められている。また、幼児教育・保育の無償化は保育の質を確保し、地方自治体や施設に新たな負担を強いることなく、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の増員と処遇改善を、後退させることがないように進められるべきである。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、保育施策の拡充のために必要な措置を講じられるよう、以下について要望する。

記

1. 保護者や施設に負担を強いる公定価格の減算はせず、全ての施設が安定的に運営できるよう、実態を踏まえて引き上げ、改善すること。
2. 保育の質的・量的拡充が停滞することがないように、国として十分な予算を確保すること。特に待機児童の解消については、無償化によって需要が喚起されるため、国として認可保育所の整備計画を立て、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財政措置を行うこと。
3. 保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど処遇改善のために、公定価格の改善など必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第 2 号

放射能汚染された土壌（除染土）の再利用（処分・拡散）を
全国で進める省令案の再考を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年3月19日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

平松謙治

柗 康弘

長尾達也

松本 熙

放射能汚染された除去土壌（除染土）の再利用（処分・拡散）を
全国で進める省令案の再考を求める意見書

2011年3月の福島第一原子力発電所事故により、放射性物質が環境中に放出したことを受け、住民の被ばくの低減を目的に除染が行われた。ことし1月8日、環境省は汚染された「除染土（除去土壌）」を全国の公共事業や農地造成等で再利用（処分）するための省令案を公示し、その施行予定日を4月1日としている。放射性廃棄物を含む土壌を全国に拡散させることは世界でも例がなく、非常に問題である。従来、100ベクレル/kgを超える放射性廃棄物は、ドラム缶に詰めて原発施設内で厳重に管理・処分をされてきた。一方で、2011年の福島原発事故を受け、従来の基準を大幅に緩め8,000ベクレル/kg以下の放射能に汚染された廃棄物をごみとして処理できるよう定めた。

環境省の審議会では、8,000ベクレル/kg以下の除染土を、道路・防波堤などの盛土材や農地のかさ上げ材など、全国の公共事業や農地造成等で利用できる方針を策定している。さらに、前述の「省令案」には、具体的な用途の制限や放射能濃度の基準、どのような対策・方法で住民の健康や生活環境が守られるかが記載されていない。また、再利用（処分）実施者や管理者の責任、情報の公開、自治体の権限等も示されておらず、膨大な除染土が知らない間に全国各地で再利用されかねない。問題が生じて責任を問うことができないことも懸念される。

近年、大型台風の到来などによる水害や土砂崩れ等が増加しているが、除染土を使用した構造物や盛り土が壊れれば、除染土が河川等に大量に流出し、環境中に拡散する恐れがある。境港市は自然に恵まれ、一次産業や観光も重視してきた。放射性物質が環境中に拡散することは、土壌や水の汚染や地価の低下等を引き起こし、農林水産漁業へも影響が生じかねず、風評被害を含め、将来に禍根を残すことになる。

よって政府におかれては、この省令案について現時点で拙速な施行をするべきではなく、慎重な検討をするよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第 3 号

原子力発電所事故時の避難計画策定の「事前対策めやす線量」を
より低い値に設定することを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年3月19日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

平松謙治

柗 康弘

長尾達也

松本 熙

原子力発電所事故時の避難計画策定の「事前対策めやす線量」をより低い値に設定することを求める意見書

原子力発電所から概ね30km圏内の自治体では、事故発生時の避難計画作成を国から義務づけられている。

国は、「原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて(平成30年10月17日)」の中で、原子力災害発生初期(1週間以内)の緊急時を対象とした「事前対策めやす線量」を示しており、「実効線量で100ミリシーベルトの水準」としている。しかし、この線量は、目安として一般公衆に当てはめるには高すぎる値と考えられる。

放射線業務従事者に係る線量限度と比べると、男性の場合は5年間で実効線量100ミリシーベルトであり、女性の場合は3か月で5ミリシーベルトとされている。

また、東京電力福島第一原発事故の報告によれば、作業員は事故後19か月間で平均実効線量は約10ミリシーベルトとされている。

このように、一般公衆の「事前対策めやす線量」を1週間で実効線量100ミリシーベルトとするのは、あまりに高すぎる値であることがわかる。一般公衆の中には、放射線の影響を受けやすいとされる女性や未来を担う子供たちも含まれており、その点からも適切とは言えない。

よって政府におかれては、実効性のある避難計画にするために、「事前対策めやす線量」を可能な限り低い値に設定するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第 4 号

公立・公的病院の存続と充実を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年3月19日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

景 山 憲

米 村 一 三

荒 井 秀 行

安 田 共 子

田 口 俊 介

松 本 熙

公立・公的病院の存続と充実を求める意見書

昨年9月26日、厚生労働省は、公立・公的医療機関などについて再編・統合の検討が必要として、全国の424に及ぶ病院名を公表した。

超高齢社会が一層進行していく現状にあって、住民の命と健康を守るため、財政的基盤の確立のもと、早期に持続可能な地域医療体制の構築が図られることは市民等しく切望しているところである。しかし、再編・統合が必要な公立・公的病院名の公表がされた。

全国のこれらの病院は、それぞれの地域でそれぞれ役割があり、全国一律の基準により分析したデータをもって再編統合を進めることは適切ではなく、地域の住民に大きな不安と不信を招くものであり、このたびの公表は撤回すべきである。

本市において市民病院的位置づけで今日まで多くの市民の健康維持に貢献してきた済生会境港総合病院は、島根県東部地区とりわけ松江市の美保関町、八束町を含むこの圏域の住民にとっても大きなよりどころであり、再編の行方は地域医療を支える総合病院としての役割に大きく影響を与えるものである。

地域から病院がなくなる、あるいは、通院が不便になるなどは大きな問題であり、むしろ今以上の診療科の充実や通院しやすい環境改善が求められるところである。

よって国におかれては、今後の地域の医療圏構想等の議論に当たって、拙速な再編・統合を避け、市民が安心して住み続けられる地域医療の拠点として、周辺住民の健康管理にかけがえのない病院の存続と充実を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第 5 号

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書の
提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年3月19日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

田 口 俊 介

足 田 法 行

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が、昨年3月公表されたが、40から64歳のひきこもりが全国で約61万人に上るという推計は社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や高齢化により、高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

政府としては、これまで都道府県・政令市への「ひきこもり地域支援センター」の設置や「ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業」を行ってきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

そこで政府におかれては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口に出向型アウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
2. 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保や、さらには家族に対する相談や講習会などの取り組

みを促進すること。

3. 「8050問題」など世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することができる新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員提出議案第 6 号

「桜を見る会」の明確な情報公開と説明責任を果たすよう求める意見書の
提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年3月19日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

安 田 共 子

長 尾 達 也

荒 井 秀 行

永 井 章

松 本 熙

景 山 憲

「桜を見る会」の明確な情報公開と説明責任を果たすよう求める意見書

政府主催の「桜を見る会」をめぐる疑惑が、多くの国民の政治不信を招いている。

「桜を見る会」は、各界の功労者などを招待者とし、内閣府がその取りまとめをすることとしていたが、その実態は拡大解釈され、予算も参加者もふえ続けている。

また、平成31年4月開催の「桜を見る会」招待者名簿は、開催後1か月以内に廃棄されているが、公文書として管理期間の見直しが求められる。

よって国におかれては、「桜を見る会」について、明確な情報公開と説明責任を果たすよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。